

改正

平成15年 6 月10日多摩市告示第287号

平成20年 4 月 1 日多摩市告示第388号

平成22年 3 月31日多摩市告示第168号

令和元年12月16日多摩市告示第248号

多摩市スポーツ振興補助金交付要綱

多摩市スポーツ振興補助金交付要綱（平成元年多摩市告示第144号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、スポーツの振興のための事業を主たる目的とする団体（以下「団体」という。）に対し、当該事業に要する経費の一部として、多摩市スポーツ振興補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって団体のスポーツ活動の振興に寄与することを目的とする。

（補助金交付対象団体）

第2条 この補助金の交付の対象となる団体は、一般財団法人多摩市体育協会とする。

（補助事業）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、団体が行う次に掲げる事業とする。

- （1） 武道祭実施事業
- （2） 多摩ロードレース大会実施事業

（補助対象経費）

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特に定めるもののほか、補助事業に要する次に掲げるものとする。

- （1） 賃金
- （2） 報償費
- （3） 旅費
- （4） 需用費
- （5） 役務費
- （6） 使用料
- （7） 原材料
- （8） 備品購入費
- （9） 負担金・補助及び交付金

（補助金の交付額等）

第5条 補助金の交付限度額は、予算の範囲内で別表に定めるものとする。

2 前項の補助金額で1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、スポーツ振興補助金交付申請・前金払申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に申請しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 事業予算書
- （3） 定款及び役員・加入団体名簿
- （4） 補助事業の効果説明書
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、次に掲げる審査基準に照らして、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは速やかに補助金の交付を決定し、スポーツ振興補助金交付決定・前金払決定通知書（第2号様式）により当該団体に通知するものとする。

また補助金を交付することが適当でないと認めるときは速やかに補助金の不交付を決定し、当該不交付の理由を付して、スポーツ振興補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請団体に通知するものとする。

（1） 第3条に規定する補助事業で、内容や実施方法が適切で十分な効果が期待できること。

（2） 営利を目的としていないこと。

（3） 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定又は不交付決定を補助金交付申請・前金払申請書を受けた日の翌日から起算して60日以内に行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による補助金の交付決定にあたって、必要と認める条件を付することができる。
（前金払）

第8条 市長は、前金払することが適当であると認めるときは、前条の規定による補助金の交付決定額の全部又は一部を前金払することができる。

2 補助金の前金払を受けようとする申請団体は、スポーツ振興補助金交付申請・前金払申請書に理由書を添えて、申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による前金払の申請を受けた場合において、当該前金払をすることが適当であると認めるときは、当該前金払の額を決定し、スポーツ振興補助金交付決定・前金払決定通知書により申請団体に通知するものとする。

（申請の撤回）

第9条 第7条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受けた団体（以下「被交付決定団体」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、スポーツ振興補助金交付決定・前金払決定通知書を受けた日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。

（補助金の交付請求）

第10条 補助金の交付を受けようとする被交付決定団体は、スポーツ振興補助金交付請求書（第4号様式）により市長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（事故報告等）

第12条 被交付決定団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を、書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第13条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、被交付決定団体に対し、補助事業の遂行の状況に関し報告させることができる。

（補助事業の遂行命令）

第14条 市長は、前条の規定により被交付決定団体が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、被交付決定団体に対し、これらに従って補助事業を遂行するよう命じることができる。

（実績報告）

第15条 被交付決定団体は、補助事業を完了した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の末日のいずれか早い日から20日以内に、スポーツ振興補助事業実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

（1） 事業実績報告書

（2） 収入支出決算書

（3） 補助事業の成果説明書

（4） その他市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、その内容が適正と認めるときは、補助金の額を確定し、スポーツ振興補助金交付額確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

2 前項で定める補助金の額は、第7条の規定による補助金交付決定額を上限とする。

3 市長は、第1項の規定により確定した補助金の額に前金払した額が満たないときは、被交付決定団体よりスポーツ振興補助金追加交付請求書（第7号様式）を受けることにより、その差額を追加して交付するものとする。

4 市長は、第1項の規定により確定した補助金の額を超えて前金払額が交付されているときは、被交付決定団体に対して、その差額を請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、被交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3） その他この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第19条 市長は、第17条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定による補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を、被交付決定団体に納付させることができる。

2 市長は、被交付決定団体に補助金の返還を命じた場合において被交付決定団体がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満を除く。）を納付させることができる。

（違約加算金の計算）

第20条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、被交付決定団体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第21条 第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（関係書類の整理等）

第22条 被交付決定団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付に係る会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

（補則）

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の多摩市スポーツ振興補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けているものは、なお従前の例による。

附 則（平成15年多摩市告示第287号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年多摩市告示第388号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年多摩市告示第168号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、新旧対照表中第2条における改正前の欄の網かけ部分を改正後の欄の網かけ部分に改めることは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第302条1項の規定に基づき、一般財団法人多摩市体育協会の設立の登記をした日から施行する。

附 則（令和元年多摩市告示第248号）

この要綱は、公示の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助事業	交付限度額
武道祭実施事業	80万円を限度とする。
多摩ロードレース大会実施事業	200万円を限度とする。